

ともえ



函館商工会議所報

●第2回常議員会開催

特集

こうなります！預金保険制度

函館商工会議所 ホームページ <http://www.hakodate.cci.or.jp/>

定期積金 キャンペーン

期間
3年

50万円コース・100万円コース

おかげさまで、平成18年12月1日に創立50周年を迎えることになりました。

創立50周年に際しては、旅行などの企画も検討しております。



合格のあとは…おまかせ下さい 大きな夢を育てるお手伝い

好評お取扱中 Lnhひ教育ローン

ご融資利率は固定だから安心! ご返済は卒業予定年月からでもOK!

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢が満20歳～60歳の方 ●前年の税込み年収が200万円以上の方 ●保証機関・保証会社の保証が受けられる方
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ●入学金・授業料・納付金等、学費や下宿代などの生活費にもご利用できます。 ●入学時のほか在学中の利用もできます。
ご 利 用 金 額	●300万円以内 (1万円単位)
ご 融 資 期 間 ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等月賦償還 (ボーナス返済の併用もできます。) ●最長10年間 在学期間中、最長4年のご返済の猶予もできます。
ご 融 資 利 率	● 固定 年1.65% (平成17年3月10日現在) 保証料は別途申し受けます。
担 保 ・ 保 証 人	●原則として必要ありませんが、審査の結果お願いすることがあります。

◆今月の表紙 中国南方航空

去る2月に中国の広州・^{しんせん}深圳から初めてのチャーター便が飛来し、多くの観光客が当市を訪れた。

今後も多くの観光客が予想されるが、その受け入れ先である函館空港の施設整備は7月にはほぼ全面供用開始となる。



視 点

青函連絡船が運航していた時代、函館は北海道の玄関、交通の要衝として繁栄を誇ってきた。

昨年12月、地域の悲願であった北海道新幹線の着工決定は、函館を再び北海道の玄関口として機能が復活する明るいニュースであった。

また一方で、首都圏から遠距離にあり、広大な面積を持つ北海道で現在、航空機が果たす役割は鉄路に勝るとも劣らぬものがある。

函館空港の海外からのチャーター便による利用者数が、平成16年には新千歳空港の利用者数を上回って全道一を記録し、ここ数年右肩上がり順調に推移している。

今年の雪まつり期間中には、中国の広州や深圳から初めて中国南方航空のチャーター便が飛来した。成長を続ける中国からは、今後も多くの観光客が我が国を訪れるであろうと予想されているところであり、当地域はまだ本格的な誘致活動を展開していないにも関わらず、チャーター便は空港の施設、CIQ体制等の整っている函館空港を目指してきたものと考えられる。

3月18日に、北海道国際航空(エア・ドゥ)が同社としては新千歳、旭川に次ぎ道内3番目となる羽田との路線を開設することになっており、エアトランセが3月13日から帯広線を新設するなど、ここ数年、乗降客数が頭打ちの状態にある国内線に新風を吹き込むことになった。

函館空港は本年7月には施設整備もほぼ完了し、新ターミナルが全面供用開始になるが、これに伴い利便性は飛躍的に向上する。時代を先取りし、施設や受け入れ体制の整備に尽力された関係者の皆様へ心から敬意を表すところである。

新幹線に先駆け、空の玄関は一足先に快適な状態でお客を迎えることになるが、我々はハードの整備に満足することなく、ソフト面をより充実させ、函館を訪れるお客様に満足してもらえるような不断の努力が必要と痛切に感じているところである。

ともえ

3月号
(通巻271号)

会議所のうごき

第2回常議員会開催

部会・委員会報告
陳情・要望活動
青年部活動

平成17年度各種検定試験ご案内
特定退職金共済制度ご案内

6

ハイ！相談所です

各種セミナー度ご案内
3級検定簿記講座ご案内
専門相談ご案内

8

特集

こうなります！ 預金保険制度

10

情報すくらんぶる

フレッシュで行こう！

(株)はこだて柳屋
松倉 あゆみ さん

BOOKS&CD BEST10

オンリーワン企業に学ぶ

12

16 みんなの相談室 税務・労務相談 ごあんない

観光コンベンション情報
DATA HAKODATE
ほか

20

会議所の うごき

総務委員会並びに、 第二回常議員会開催！

本所総務委員会（田中委員長）が去る三月三日本所会議室において八名が出席して開催されました。当日は、平成十七年度の本所事業計画並びに収支予算等および個人情報保護規程の設置について審議が行われ、それぞれ原案の通り

常議員会へ提出することを決定し終了しました。

これを受け、第二回常議員会が去る三月九日函館国際ホテルにおいて常議員二十六名が出席して開催されました。

当日は、報告事項として陳情要望活動および部会委員会活動等について事務局から報告がなされた後、総務委員会です承された平成十七年度の本所事業計画並びに収



支予算等について審議し、原案通り第一回通常議員総会（三月二十八日開催予定）に提出することとしたほか、個人情報保護規定の設置および新会員の加入についても承認し終了しました。

釜山港～函館港の 定期航路開設要望

当市においては、港湾におけるコンテナ機能の充実や航路開設が強く望まれおり、港町埠頭では本年三月を目途に大型クレーンを始めコンテナ関連施設整備が進められているが、こうした中、去る二月十五日～十七日の日程で韓国ソウルにポートセールスを展開し、釜山港～函館港間のコンテナ定期航路開設に向け強力に要請活動を行ってきました。

今回の訪問団には、本所より兵藤運輸港湾部会副部長他も参加しました。

本所では函館港の利用促進に向け関係機関等とも連携しながら今後も様々な機会をとらえて活動して行くこととしています。

部会・委員会報告

二月

運輸港湾部会

幹事会開催



運輸港湾部会幹事会（泉担当副会頭、山村部会長）が去る二月二十四日、本所会議室において十八名が出席し開催されました。

当日は、部会幹事でもある北海道旅客鉄道函館支社の菅原取締役支社長より十七年度の着工が決定した北海道新幹線について、こ

れまでの経緯や新駅とのアクセス、着工に備えた関係機関の動き等についての講話を行い、その後、出席者から地元負担経費や波及効果等について活発な意見交換が行なわれました。

合同部会開催



観光サービス部会（西村部会長）
工業部会（堀川部会長） 主管に

よる合同部会が去る二月二十一日、(株)花びしホテルにおいて森川担当副会頭はじめ議員幹事三十二名が出席し開催されました。

当日は、函館市の大型プロジェクトとして計画された「海の生態科学館」の基本構想について函館市企画部工藤部長・同企画部計画調整課種田課長を招へいし、昨年十二月一日の三町一村の合併による合併特例債の活用、また、市民を対象として現在、函館市水族館建設基本構想策定委員会で協議検討している「社会教育施設」等についての説明を受けたあと、各議員幹事からも活用等について活発な意見交換がなされました。

産学官連携促進

委員会開催

本所第一回産学官連携促進委員会（河村隆平委員長）が去る二月八日、本所会議室において開催されました。

当日は、函館市商工観光部金次長より「北大リサーチ&ビジネスパーク構想について」及び「都市

エリア産学官連携促進事業について」の取組み等、産学官連携に関わる地域状況等の解説がなされました。また引き続き、公立はこれまで未来大学共同研究センターの鈴木コーディネーターより、共同研究等の実状について解説がなされ、その後の質疑では、産学共同研究の具体的な仕組み等について意見が交わされました。委員会では研究機関等の施設見学等、当面勉強会を重ねていくこととしています。



水産海洋都市構想
推進委員会開催



本所水産海洋都市構想推進委員会（石黒委員長）が二月二十五日、五島軒駅前店会議室において開催されました。

「函館国際水産・海洋都市構想」は、当地域が持つ水産・海洋に関する研究資源やポテンシャルを最大限に活かして、国際的な学

術研究都市実現を目指しており、技術革新による新産業の創出や雇用の創出等による地域経済活性化の切り札として期待されています。

本委員会は同構想を強力に推進すべく設置され、まず委員自らが認識を深めることを目的に、第一回目となる当日は、函館市企画部高参事を講師に迎え、同構想推進への具体的な取組みと現在までの進捗、また今後の見通し等についての解説がなされました。

また、この後の質疑応答では、「海の生態科学館」と同構想の関わり等を中心に活発な意見交換が行われていきます。



日本商工会議所の 「個人情報漏えい賠償責任保険制度」

個人情報漏えい対策は万全でしょうか？

本保険制度は、個人情報保護法に対応した、会員のために開発された制度で全国制度の団体割引による低廉な保険料でご利用いただけます。

特長

- ・リスク診断サービス付(無料)
- ・個人情報保護法に対応
- ・全国制度による団体割引適用

本保険制度は、商工会議所の会員事業者を加入対象者とし、一定の加入者数に応じて割引を行うなど会員事業者が個別に契約するより格安利用しやすい保険制度となっています。

また、本保険制度は事故発生時の保険金支払いだけでなく契約事務幹事会社の三井海上火災保険(株)及び同社の関連会社であるインターリスク総研(株)提携による「無料リスク診断サービス」が付帯されており、企業の個人情報管理に関する社内体制の評価及びアドバイスを記載した「個人情報管理リスク評価報告書」を提供、企業の個人情報漏えい防止対策を支援するのが特色となっています。

本保険制度は、保険の募集・引受は本制度に参加する損害保険会社とし、本制度に参加する損害保険会社所属の全ての代理店が募集でき、会員事業者により広く案内・利用できる制度運営となっています。

資料等をご希望される方は、本所企画情報課までご連絡下さい。

青年部活動

■全国会長研修会岡山会議



去る二月十八・十九日、岡山市において全国商工会議所青年部連合会第二十二回全国会長研修会が開催され、全国のY.E.Gから千二百名が参加、当Y.E.Gからは新年度会長予定者である折谷副会長が参加しました。

研修会では基調講演に引き続き全国の青年部が組織規模別に分かれてのテーマ別研修会、事務局研修会が行われ、事前に実施された運営に関するアンケートの結果を基に活発な議論が展開されました。

また、翌日に開催されたビジネスプランコンテスト・Y.E.G大賞の発表では、各地Y.E.Gやメンバーの積極的な活動成果が披露されました。

最後に開催された商青連会員総会では、今年度の事業計画・収支予算等について審議が行われました。

全国会長研修会は次回開催が北海道・登別市となっており、当Y.E.Gも同じ道南地区Y.E.Gとして連携を図っていくこととなっています。

■情報委員会

去る二月十日第十五回、二十二日第十六回情報委員会がそれぞれホテル函館ロイヤル・本所において開催されました。

委員会では三月担当定例会の内容等の協議を行い、役割分担を行い基調講演やプレゼンテーションの準備作業を行っていくこと、また内容の下地となる委員会内のアンケート等を実施していくこととしました。

■はこだて

スマイルキャンペーン

小さな感想文受賞者発表

昨年十二月に実施した「はこだてスマイルキャンペーン」では、函館市民・観光客を対象に、タクシーに乗ったときに出逢った素敵な乗務員さん、感動したこと、こんな運転手さんがいればいいな、などを題材にしたエピソードを募集したところで、応募頂いた五十通の中から審査の結果、左記の方々が各賞を受賞いたしました。誠にありがとうございます。

◎最優秀賞 清田 延子さん

(函館市) 賞金三万円と副賞

◎優秀賞 本多 大輔さん

(札幌市) 賞金一万円と副賞

◎同 鳴海 幸子さん

(函館市) 同

◎同 長尾 明美さん

(函館市) 同

■今後の予定

三月二十四日 第三回臨時総会

三月定例会

本所会報「ともえ」が 新年度から変わります!!

本所会報誌「ともえ」は、これまでB5版サイズで会員の皆様へ毎月郵送してきました。

新年度(平成17年度)よりA4版サイズへと変更になります。

更なる内容の充実と、会員企業であります皆様への広報誌として様々な情報を提供していきます。

平成17年度各種検定試験施行日・募集期間

：函館商工会議所：
【受験料はいずれも税込です】

種 目	級	回	施 行 日	募 集 期 間
珠 算		第174回	平成17年 6月26日(日)	4.25(月)～5.17(火)
		第175回	平成17年10月23日(日)	8.29(月)～9.20(火)
		第176回	平成18年 2月12日(日)	12.5(月)～1.4(水)
珠算受験料		段位認定 2,550円 4～6級 920円	1級 2,040円 7～10級 820円	2級 1,530円 3級 1,330円
簿 記	1～4級	第110回	平成17年 6月12日(日)	4.18(月)～5.10(火)
	1～4級	第111回	平成17年11月20日(日)	9.28(水)～10.19(水)
	2～4級	第112回	平成18年 2月26日(日)	12.14(水)～1.24(火)
簿記受験料		1級 7,140円	2級 4,080円	3級 2,040円 4級 1,530円
販 売 士	3級	第56回	平成17年 7月 9日(土)	5.26(木)～6.15(水)
	2級	第33回	平成17年10月 5日(水)	8.19(金)～9. 9(金)
	1級・3級	第33回・第57回	平成18年 2月15日(水)	12.14(水)～1.20(金)
販売士受験料		1級 7,140円	2級 5,100円	3級 3,570円
日 商 文 書 技 能 (旧ワープロ技能)	2級	第35回	平成17年 5月21日(土)	3.29(火)～4.22(金)
	3級	17年度第1回	平成17年 5月29日(日)	3.29(火)～4.13(水)
	3級	17年度第2回	平成17年 7月 2日(土)	5.19(木)～6.14(火)
	1級・2級	第21回・第36回	平成17年10月 2日(日)	8.18(木)～9. 9(金)
	3級	17年度第3回	平成17年10月 8日(土)	8.18(木)～9. 9(金)
	3級	17年度第4回	平成18年 1月29日(日)	11.24(木)～12.12(月)
日商文書技能受験料		1級 9,690円	2級 8,160円	3級 6,120円
ビ ジ ネ ス コ ン ピ ュ ー テ ィ ン グ	3級	17年度第1回	平成17年 6月19日(日)	4.18(月)～5.12(木)
	3級	17年度第2回	平成17年 9月 4日(日)	7.12(火)～8.15(月)
	2級	第15回	平成17年 9月11日(日)	7.12(火)～8.15(月)
	3級	17年度第3回	平成17年12月11日(日)	10.12(水)～11.14(月)
	1級・2級	第8回・第16回	平成18年 2月19日(日)	11.30(水)～1.18(水)
ビジネスコンピューティング受験料		1級 14,000円	2級 10,190円	3級 6,120円
ビジネスキーボード		※ 試験日は、試験会場により異なります。 受験を希望する方は、函館商工会議所地域振興課 検定試験担当へお問い合わせください。		
キーボード受験料		ビジネスキーボード【CD-ROM使用】2,500円 キータッチ【CD-ROM使用】1,020円(他に1年度間使用できる試験用CD-ROM 1,800円購入必要)		
D C (確定拠出年金) プ ラ ン ナ ー	1級・2級	第8回・第9回	平成17年 9月18日(日)	7.13(水)～8. 2(火)
	1級・2級	第9回・第10回	平成18年 3月12日(日)	1. 5(木)～1.24(火)
DCプランナー受験料		1級 10,500円	2級 6,300円	

★東京商工会議所の検定試験★

福祉住環境 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	2級・3級	第14回	平成17年 7月10日(日)	4.26(火)～5.27(金)
	2級・3級	第15回	平成17年11月27日(日)	9.13(火)～10.14(金)
【東京商工会議所検定センター(受験申込受付)】 インターネット登録 (http://www.kentei.org/) 電話 (03-3989-0777)				
福祉住環境コーディネーター受験料		2級 6,300円	3級 4,200円	

【日本商工会議所検定ホームページ <http://www.kentei.ne.jp>】

テキストや模擬問題の購入、体験版のダウンロード(ビジネスキーボード&キータッチ2000テスト)、
学習の方法等各試験の詳細掲載

【函館商工会議所 地域振興課 検定試験担当】

電話(0138-23-1181 内線54) E-mail(kentei@hakodate.cci.or.jp)

特定退職金共済制度



福利厚生はまず
「退職金制度」
の確立から



制度の特色

- ◇ 勤労意欲の向上・定着化に役立ちます。
- ◇ 掛金は事業所(事業主)負担で、全額損金または必要経費に算入できます。
- ◇ 給付金は一時金と年金による退職金の受取が選択できます。
- ◇ 国の制度との重複加入も認められています。

制度の内容

- ◇ 加入資格
商工会議所会員企業の従業員で、14歳7ヶ月から65歳6ヶ月までの方
- ◇ 掛 金
月額1人 1,000円(1口)から最高30,000円(30口)までの任意で設定
できます。
- ◇ 給付金
 - 退職一時金……加入従業員が退職するとき
 - 遺族一時金……加入従業員が死亡したとき
 - 年 金……加入期間が10年以上の退職者が希望するとき
(10年間支給)
- ◇ 解約手当金
加入途中で共済契約を解除した場合でも、解約手当金は被保険者(加入
従業員)に支払われます。

特定退職金共済制度にパートタイム労働者を新規に加入させた事業主の方への
北海道の補助制度がございますのでご活用下さい。

資料請求・詳細については

☎23-1181 企画情報課まで

融資

講習会

セミナー

各種相談業務

中小企業相談所

ハイ!

相談所です

フレッシュマンを即戦力に!

新 入 社 員 セ ミ ナ ー

日 時 平成17年3月22日(火) 午前10時～午後4時
場 所 ホテル函館ロイヤル
講 師 (株)日本マネージメントリサーチ専任講師 藤沼 悦子 氏
受 講 料 会 員1名につき3,000円 (テキスト・昼食代含む)
非会員1名につき5,000円 (“ “)
定 員 120名

経営安定特別セミナー

経営に役立てるための決算書の読みとり方

日 時 平成17年3月23日(水) 午後1時30分～3時30分
場 所 五島軒駅前店会議室
講 師 公認会計士 鎌田 直善 氏
受 講 料 無料

お申し込み・お問い合わせは経営支援課まで

第49回函館圏優良土産品推奨会 出品募集!

函館圏観光土産品の中から、品質、公正表示、郷土性など特にすぐれた観光土産品を審査により認定します。審査合格品は「函館圏優良土産品」として推奨し、特に食品には「みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会認定シール」の貼付が許可されます。

また、特に優秀と認められた製品・商品を選考し、函館市長賞、函館商工会議所会頭賞などの各賞が授与され、関係機関を通じ広くPRされますのでふるってご応募ください。

○受付期限 平成17年3月15日(火)

○出品資格 函館圏(函館市、渡島・桧山支庁管内)の土産品製造業者または販売業者

○出品商品 観光土産品(農・水産品の部、菓子の部、民・工芸品の部)

○出品料等 参加登録料 1社1,000円、商品1品につき700円

◎平成17年3月23日に審査会および推奨会を開催し、決定いたします。

※申込・出品方法、商品搬入方法など詳しくは地域振興課 TEL 23-1181までお問い合わせください。

受講生募集! 3級検定簿記講座

経理担当者を育成する初級簿記講座です。初心者を対象としており、日本商工会議所簿記検定3級合格を目標に、どなたにも解りやすく丁寧に指導いたします。

- 日 時 平成17年4月8日(金)～6月10日(金) 全24回
毎週月・水・金曜日 午後6時～8時30分
- 場 所 明治安田生命ビル7階会議室
- 講 師 北海道税理士会函館支部 税理士 進士 好春 氏
- 定 員 20名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
- 受講料 会員および (いずれもテキスト代、消費税を含みます。)
学生 25,000円 非会員 35,000円

講座内容

- ◎簿記の基礎 ◎取引の仕訳と処理 ◎決算手続 ◎受験対策 etc

個別専門相談ご案内

経営上の複雑かつ高度な問題に関しては、公認会計士や弁護士、弁理士などの専門家による個別相談を承っております。ご相談は事前予約制となっておりますので、あらかじめ電話等でお申込みの上ご利用下さい。なお、次回の開催日は下記のとおりとなっております。

相談 無料! 個別専門 相談 ご案内	経 営 相 談	実施日 / 4月13日(水) 13:00～16:00 相談員 / 公認会計士 齊藤 瞭 氏
	法 律 相 談	実施日 / 3月25日(金) 13:00～16:00 相談員 / 弁護士 大井 勇 氏
	発 明・商 標 相 談	実施日 / 3月17日(木) 10:00～16:00 相談員 / 弁理士 細井 貞行 氏

お問い合わせは、経営支援課 TEL 23-1181まで



無 料 発 明 ・ 商 標 相 談

毎月第3木曜日 10:00～16:00 函館商工会議所にて

* 函館の皆様と共に34年... 私たちが皆様からのご相談にお答えします *

英知国際特許事務所

所長弁理士 細井貞行 弁理士 長南満輝男 弁理士 石渡英房 弁理士 伊藤隆夫 弁理士 中村正道

■ 東京本部 ■ 〒112-0001 東京都文京区白山5-14-7 早川ビル TEL:03-3946-0531(代) FAX:03-3946-9290
■ 北海道支部 ■ 〒078-8802 北海道旭川市緑が丘東二条4-11-12 TEL:0166-65-2080 FAX:0166-65-2080

<http://www.eichi-patent.co.jp>

Q 3 預金保護の対象となっていない預金等にはどのようなものがありますか？

A 3 対象となっていない預金等は以下のとおりです。

- ・外貨預金 ・他人、架空名義預金 ・譲渡性預金 ・オフショア預金
- ・日本銀行からの預金（国庫金を除く） ・金融機関からの預金（確定拠出年金の積立金の運用部分を除く） ・預金保険機構からの預金 ・無記名預金
- ・導入預金 ・元本補てん契約のない金銭信託（ヒット等）
- ・金融債（保護預り専用商品以外のもの）

なお、保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

Q 4 保護される預金金額は、金融機関が合併したらどうなるのですか？

A 4 平成15年4月以降に金融機関が合併等を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後1年間に限って、保護される預金等金額の範囲を、「預金者1人当たり1,000万円×合併等に関わった金融機関の数（例えば、2行合併の場合は、1,000万円×2=2,000万円）までとその利息」とする特例が設けられています。（仮に過去1年間に何度も合併等を行っている場合には、最後の合併等に関わった金融機関の数でこの特例の計算をします。）

※この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づき、当分の間の特別措置とされています。

Q 5 「名寄せ」とはなんですか？

A 5 一般預金等は1金融機関ごと預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されますが、破たん金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合、それらを合算して、預金保険で保護される預金等の総額（付保預金額といいます。）を算定します。これを「名寄せ」といいます。

預金者の皆様へ

- ①名寄せは預金保険機構で行いますが、破たん金融機関から正確な預金者データが迅速に提出されないと、付保預金額が確定できず預金等の保護を円滑に行う上で支障が生じることになります。
- ②名寄せのために、正確な預金者データを整備するには預金者の皆様の、氏名、生年月日、住所（法人の場合は名称、設立年月日、所在地）、電話番号等が必要です。このため、預金者の皆様は引越しや結婚等によりこれらの事項に変更が生じた場合、速やかに各金融機関での手続きをお願いいたします。

Q 6 家族名義や個人事業用の預金はどのように保護されますか？

A 6 家族であっても、夫婦や親子はそれぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。

また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人事業用の預金は、同一人の預金等として合算されます。

Q 7 預金保険制度の対象となる金融機関はどのようになっていますか？

A 7 対象となる金融機関は次の通りです。

- ・銀行（日本国内に本店のあるもの） ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫 ・信金中央金庫
- ・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会

※上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です。

※農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構

【TEL03 (3285) 1272、ホームページ<http://www.sic.or.jp/>】までお問い合わせ下さい。

もっと詳しく知りたい方は、北海道財務局または金融機関の窓口にお問い合わせください。

こうなります！預金保険制度

平成17年4月以降は、全額保護される決済用預金を除き、預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

平成14年12月に預金保険法が改正され、平成15年4月から預金保険制度が改定されました。主な変更点は、当座預金、普通預金及び別段預金に係る全額保護の期間が平成17年3月末まで2年間延長されたこと、平成17年4月以降は利息が付されない等の一定の条件を満たす決済用預金が全額保護されること、及び仕掛かり中の決済資金についても保護されることになりました。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

		平成17年3月末まで	平成17年4月から
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	決済用預金に該当する預金 (当座預金や利息の付かない普通預金) は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ、ワイド等	合算して元本1千万円(※1) までとその利息等(※2)を保護 1千万円を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて 支払われます。(一部カットされることがあります)	決済用預金以外の預金 (利息の付く普通預金、定期預金等)は 合算して元本1千万円(※1)までと その利息等(※2)を保護 1千万円を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて 支払われます。(一部カットされることがあります)
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ビット等	保護対象外 金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります)	

(※1) 金融機関が平成15年4月以降に合併等を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合は、その後1年間に限り、当該保護金額が1千万円の代わりに、「1千万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額になります。(例えば、2行合併の場合は2千万円)

(※2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息等と同様保護されます。

預金保険制度 Q & A

Q1 決済用預金はどのような預金ですか？

A1 決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもので、例えば、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。

Q2 預金保護の対象となっている預金等にはどのようなものがありますか？

A2 対象となっている預金等は以下のとおりです。

- ・当座預金 ・普通預金 ・別段預金 ・定期預金 ・通知預金 ・納税準備預金・貯蓄預金
 - ・定期積金 ・掛金 ・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)
 - ・金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る)
 - ・上記を用いた積立・財形貯蓄商品
- (※) 詳しくは、各商品取扱いの金融機関にお問い合わせください。

決済用預金以外の保護対象預金等(一般預金等といいます。)は1金融機関1人当たり、合算して元本1,000万円までとその利息等(定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等を含みます。)が保護されます。

なお、1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)